編集人　大村市秘書課長
藤戸三郎
発行所　大村市議会事務局
大村市役所
印刷所　つじ印刷所

速報版
市役所から御家庭へ

# 資産固定評価決定は二月末

## 3月1日～20日が縦覧期間

## 平均価格昨年より引上げ

昭和三十年度の固定資産の評価による価格の決定が昨年と同様、二月末日に決定されます。この縦覧期間は、來る三月一日より同月二十日までですが、三十年度固定資産の評価に對して自治庁が縣に示した平均価格が、昨年よりも引上げられております。

知事は、これによつて各市町村に平均價格を示したのでありますが、大村市の場合は、昭和二十九年度に比較して家屋に於て八%、田が二五%、宅地が二一%畑が二八%、山林、原野は各三一%が引上げられております。

とりわけ田のみは自治廳の示した評價基準に基づいて、昨年、一筆毎の実地調査を致しました。各筆が二十九年度評價格の二五%増しというように單純に割切れない部面があると思います。

× × ×

そこで結果的に申上げれば、平坦地が割高の感があります。然し平坦地と云えども従來の一等田と云われたもので條件が良いと思われるものが反当約六万九千圓位になるようです。それは評價基準の一條件である経済條件の有利性が然らしめるものと思われます。

次に平均價格の引上げに付ての理由でありますが、社会経済狀態は一兆圓予算で横ばい狀態であります。従前の評價格十万圓の場合、三十年度は税額に於て十二圓ぐらい増すようであります。

以上今回の評價によつて税金が、どれ位の負担増になるかと云う大体を申上げました。

終りに昨年九月から十二月三十一日までで約二万四千筆の田の実地調査に當り、各地区の農業委員や生産組合長、或いは耕作者の方々の絶大な御援助と、御協力に對し事務担当者として衷心より厚く御礼申上げます（税務課長）

## 流感

### 本縣北松に入り 續発の兆候あり

### ウガイとマスクで予防を

関東地方で猛威を、ふるつている流感が、遂に、本縣の北松浦郡に入り込み、続發のおそれがありますので、左記を勵行して本病の予防に努めましよう。

①過勞や不攝生を、つつしみ、マスクの使用を勵行し、外から歸つたら必ず、うがいをする。

②うがい薬は、冷い番茶や、塩水でも、よろしいが、できたら二%の硼酸水を常備して忘れず実行する。

③本年の流感の特徴は、せき、くしやみ頭痛、発熱が著しく、はな血が出る、りんぱ腺が腫れる、咽頭痛を訴え、普通の感冒より、ちよつと重い症狀を示していそ。

④感冒は脳膜炎や肺炎を併発して死亡するという危険もあるので、少しでも、おかしいと思つたら醫者に見て貰うこと。

（保険衛生課）

## 道路のゴミ捨てなど止めましよう

### 野菜作りや鶏糞・下肥處理にも御注意

大村市は昭和二十八年十二月以來、モデル衛生市の指定を受け、其の目的達成のため市民各位の御協力を得、相当の實績を擧げているのでありますが、一層の徹底を期するため、次のことに注意しましよう。

①市民の中には未だ路傍、或いは、空地に「ごみ」などを捨てているのを見受けるが、こうしたことは清掃法に違反しますので其の取締りを強化し當市環境衛生の向上を期したいと思いますから何卒、御協力を、お願いします。

②道路を利用しての野菜作りや、鶏糞の乾燥なども止めて下さるよう御願いします。

③また下肥の使用は、特別清掃地域に在つては、冬期は三カ月、夏期は一カ月以上、經過しないと使用することが出來ないよう清掃法によつて決められていますので御注意下さい。

（保険衛生課）

## 2月24日より3月1日まで

### 所得税確定申告の相談日

昭和二十九年分所得税確定申告の指導が、左表のような日割で実施されますので、税務署より通知を受けた方或いは新に確定申告を要する方。は洩れなく指導を、うけられるようお知らせ致します。

なお、不明の点は、市税務課、又は出張所にお問合せ下さい。

| 地区 | 指導月日 | 指導場所 | 備考 |
|---|---|---|---|
| 大村 | 二月二四日 | 中央公民館 | 午前九時より午後四時まで三〇分よ |
| 西大村 | 二月二四日 | 西大村出張所 | |
| 竹松 | 二月二八日 | 竹松出張所 | |
| 松原 | 三月一日 | 松原出張所 | 西大村地区の營業は中央公民館へお出下さい |
| 福重 | 三月一日 | 福重出張所 | |
| 萱瀬 | 三月一日 | 萱瀬出張所 | |
| 鈴田 | 二月二六日 | 鈴田出張所 | 西大村出張所は農業の方のみです。 |
| 三浦 | 二月二六日 | 三浦出張所 | |
| | 二月二五日 | | |
| | 三月一日 | | |

## 出願は3月25日まで

### 第六期計量教習生の入所試験

第六回計量教習生の入所試験が、來る四月五、六両日に実施されます。

計量教習所は、昭和二十七年三月から施行された計量法に基き、計量に関する業務に従事する官公庁の職員、並びに計量士になろうとする者その他、一般会社の計量の業務に従事しようとする者に必要な技術、及び實務を教習する通商産業省の附属機関であります。

（要項次の通り）

㋑受験願書提出先＝東京都新宿区市ケ谷河田町八番地、通商産業省計量教習所

㋺受験願書提出期日＝昭和三十年三月二十五日まで

㋩試験期日＝昭和三十年四月五日、四月六日（二日間）

㋥試験場所＝△東京△名古屋△大阪△福岡△仙台

㋭修業年限＝六カ月（四月～九月）

㋬採用予定人員（約一〇〇名）

その他、詳細については市商工水産課に御問合せ下さい。

（商工水産課）

## 3月3日まで申込み

### 南米移民210名を募集

昭和三十年度の移民第一回募集が次の要項に依り行われますので、希望者は三月三日迄に長崎縣海外移住協會あて願書作成の上、お申込み下さい。

詳細は福祉事務所に、お問合せ下さい。

一、自營開拓移民

①パラグアイ國チャベス地区（六〇家族）

②ブラジル國アマゾン流域マナカブール地区（二〇家族）

二、雇傭移民

①ブラジル国アラカ地区（三〇家族）

②ブラジル国フォートランジャゴム園（二〇家族）

③ブラジル国ベルテラゴム園（五〇家族）

三、養蚕屋傭移民

ブラジル國サンパウロ州（三〇家族）

（福祉事務所）

## 地方選擧は何時行われるか

昭和三十年一月二十五日から同年の五月二十日までの間に任期が満了することが予定されている議會の議員、及び長の選擧の期日は都道府縣、及び五大市にあつては、四月二十三日その他の市町村にあつては四月三十日に統一され全國一齊に執行されることになつた。

これによつて全国で選擧を行う地方公共團体の數は知事選擧を行うもの三十團体都道府縣議会議員の選擧を行うもの四六團体、市長選擧を行うもの一七四團体、市議会議員の選擧を行うもの二七八市、町村長選擧を行うもの二六五九町村、町村議会議員の選擧を行うもの四八四九町村に及んでおり、このため当市に於ては四月二十三日に縣知事、縣議会議員の選擧、四月三十日には市議会議員と市教育委員補欠選擧が執行されることになつている。

本年二月二十七日執行される衆議院議員總選擧により、政界地図の塗り替えと、相まつて民主政治の發展に新生の息吹きを吹きこむものと思われる。

公明選擧運動の徹底により「良い人」が選ばれ「良い議会」を作り「良い地方政治が生れる」ために有權者の一人一人が選擧の重要性を自覚し政治が國民のものであり、市民のものであることを自覚しなければならない。

## "押賣撃退"虎の巻

### 心得10カ條

### 大村警察署

最近、各地に警察の目をかすめて押賣、詐欺師が横行していますので、左の十章を、お讀みの上、被害にかゝらないよう御注意下さい。

一、何も要らないと、はつきり断つて相手にならないこと。

二、なるべく人の見ている所で應待すること、譬えば表に出る。

三、落ついた態度で應待し相手に「スキ」を見せない事。

四、座り込まずに立つて應待すること。

五、夜間は家の中に入れぬこと。

六、口をきいたり、品物に手を、ふれたりせず、また品物が安ければ、買つても良い等と慾心を起さないこと。

七、一度、買うと何回も押しかけ近所を荒すロ実にも、なるから一切買わぬこと。

八、脅迫的に出た時は近所に連絡、協力して追出すか、又は警察、最寄りの駐在所、派出所へ連絡すること。

九、慈善事業團体の紹介狀等はニセものが多いから信用したり、同情したりせぬこと。

十、品物が軽く、小さいものを持つている時は、脅迫して金品を、とつたり、夜間、盗みに入る爲の下見が多いから特に注意すること。

（訂正）本紙前号所報の「忘年会やめ共募へ」の記事中、縣營バス大村營業所職員一同より二千百圓を共同募金大村支会へ寄托したとあるのは二千六百五十圓の誤記につき訂正します。（係）

タバコは市内で

市民各位へのお知らせは、すべて「市政だより」です。速やかに配付の上、よくお讀み下さい。

# 貴重な一票を有效に

## 不在者投票制度について

投票は、元來選擧の當日、定められた投票所に行つて行うことを原則としていますが、しかし投票所から離れた土地において業務に從事し、或いは病氣その他、身体に故障があり或いは自已の意志に反して一定の場所に拘禁されている者は右の原則によつては投票することができないことになります。不在者投票は、この樣な人達の投票を可能ならしめるための制度であります。不在者投票は選擧の期日の告示のあつた日から選擧の期日の前日まで行う事が出來ます。不在者投票の手續は複雜で面倒でありますがこれは選擧期日前に投票させる爲、不正の混入を防止するために止むを得ないのであります。

不在者票の要件としては當該選擧に用いられる選擧人名簿に登載され、不在者投票事由に該当し、選擧の當日自ら投票所に行つて投票することができない旨を證明するものであることです。

不在者投票事由については、公職選擧法によつて、四つの事由がありますが、この事由その他、手續の方法について概說してみますと

一、選擧人がその属する投票区のある郡市の区域外において職務又は業務に從事中である場合。この場合の「職務」とは公務を意味し「業務」とは、一般の業務を指します。また學業に從事する學生も、この項に含まれます。この場合において、不在者投票をしようとする人は、その人の属する官公署、會社事業所の長、又は代理人、商店に雇傭されている人は、商店主または、その代理人、個人營業の場合は、自らの發行する證明書、學生の場合は、學校長の證明書を貰らい、その人が名簿に登載されている住所地の市町村の選擧管理委員會に、直接または郵便によつて、投票用紙、及び投票用封筒の請求をすれば、請求を受けた選擧管理委員會は、本人宛に交付しますので、交付を受けた人は、選擧管理委員會の指定する場所に於て投票しなければなりません。

× × ×

二、選擧人が、やむを得ない用務、又は、事故のため、その属する投票区のある郡市の区域外に旅行中、又は滯在中である場合は、その人の属する官公署、會社の長、その者の住所地の市町村長、又は滯在中であるべき地の市町村長の證明書が必要であります。

ここで注意しなければなりませんのは、その人の属する市町村の區域外において疾病に かかり、入院または療養中の歩行可能の人もその人の滯在中の市町村長の証明書でなければ、ならないことであります。

この場合、医師または助産婦の証明書では投票用紙、及び投票用封筒の交付は受けられません。歩行が著しく困難の場合は次に掲げてあります。

十　十　十

三、選擧人が疾病、負傷、妊娠、不具、若しくは產褥にあるため歩行が著しく困難である場合、又は監獄、若しくは少年院に收容中である場合は、医師、助產婦、若しくは監獄の長、又は代用監獄の管理者、若しくは少年院の長の證明書が必要です。

病人については都道府縣の選擧管理委員會の指定する病院外に入院、又は療養中、若しくは自宅で療養中の病人は、在宅投票が出來ますので不在者投票事由に該當しても不在者投票管理者、管理する場所で、投票することが出來ないので結局不在者投票が出來なくなります。

以上述べました事が大体の不在者投票の制度ですが要するに、この制度は棄權するのを出來るだけ、なくする爲に設けられた制度でありますので、これに該当される場合は、どしどし利用し貴重な一票を出來るだけ有効に使うようにしましょう

# 總選擧における公明選擧の意義

今回の總選擧は占領時代から講和後に、かけて六カ年の長きに亘つて、政權を担当した吉田内閣から選擧管理内閣と言われる鳩山内閣の手に政權が移動し、新内閣によつて解散、總選擧が行われることになり、講和獨立後、初めての國民の總意を問く總選擧とも、いうことができます。

この總選擧は、第十九臨時国會における五党の国会自肅決議に基づいて、いわゆる自肅立法の一環として行われた改正選擧法の、もとで初めて行われる選擧で民主政治の確立を期せなければならない歴史的運命が。この總選擧にかかつていると言えます

この改正法は國会の汚職と乱闘とによつて泥土に、まみれた政治の現実の所產であり、公明選擧という澎湃たる國民の世論によつて改正が行われたものです。

我が国の選擧界の現状は眞に憂りべきものがあり、選擧から腐敗を一掃し理想選擧を実現しようとする公明選擧運動の必要性が、今日ほど強く痛感されることは、ありません。

民主政治は、国民の、国民による、国民のための政治であり、國民による政治とは現実には国民により選擧を通じて選ばれた代表者による政治として行われます。

選擧により選ばれた者が、眞に國民の意志を代表したものでなければ民主政治の理想は達成できないのです。

正しい、明るい政治が生れるか、どうか良い社会を生み、我々の生活を樂しくする政治が行われるかどうか、國民の一人一人が選擧の重要性を自覺して良心と良識によつて、この選擧をやり遂げるか、どうかは正しい明るい選擧が行われるか、どうかにかゝつているものです。

# 敬老院慰問の篤志家

昭和二十九年九月十四日から本年一月二十四日までの間に大村市立敬老院に対し、慰問、及び金品を寄贈された篤志家は左記の通りであります。（敬称略）（福祉事務所）

| 月日 | 品目 | 慰問寄贈者住所氏名 | 摘要 |
|---|---|---|---|
| 九・一五 | 金盥到一、五〇〇個 | 池田住宅九、一一一區 | 代表として森林、辻、村木 |
| 〃 | 菓子一包 | 諏訪住宅一區 | 沢の井竹次郎 |
| 〃 | 菓子十一袋 | | |
| 〃 | 鹿紙十一束 | 長安寺婦人會 | 長安寺田中住職及婦人會員 |
| 〃 | れんこ鯛十一あま鯛三 | 池田住宅一〇區 | 中鉢德明氏 |
| 〃 | 雜誌十五册 | 第一生命保險 | 山口氏 |
| 〃 | 見鐘手紙図画十一人形一はんかち二たねる二竹杖二紙花束一石鹸一菓子三袋キャラメル三 | 西大村小學校 | 四年四組一同 |
| 〃 | 細工、軍艦模型一 | | 担任先生生徒代表致名来院 |
| 〃 | 人形十一小布團一リボン十八お手玉四刺繍二鍋すけ一習字二〇図画三二木細工四皮鞄張一手工遠三 | 言泉寮 | 先生一、生徒代表来院 |
| 〃 | 鹿紙十一束石けん十二菓子十一 | 池田住宅九十上一區 | 婦人會 |
| 九、二六 | 雜誌三 | 池田住宅十一區 | 生田氏 |
| 〃 | 名人慰安会に招待を受け福食夕オル十一枚 | | |
| 〃 | 菓子十一袋タオル十一枚 | 中央婦人会 | |
| 〃 | 菓子十五袋鹿紙十五束 | 本經寺婦人会外十五名 | 西大村婦人会 |
| 〃 | 一〇甘藷一荷 | 諏訪郷氏 | 渡辺潔 |
| 三、三 | 菓子十五袋現金十五銭（五〇円入） | | 豊漁婦人会 |
| 〃 | 晴餅代金一到（四〇円） | 西大村小學校 | 四年四組 |
| 〃 | 密柑五〇 | 池田住宅十區 | クリスマス医院プレゼント |
| 〃 | 三五とろろ昆布一袋 | 池田 | 守屋商店 |
| 〃 | 菓子餅一六袋 | 遊松郷 | カトリック教会信者 |
| 〃 | 三六白米二斗 | 森園郷 | 平川勇 |
| 〃 | 三密柑一箱 | 池の下 | 池田住宅九區 |
| 〃 | | | 田中喜也兄弟 |
| 〃 | 年越蕎麥十五 | 諏訪住宅 | 澤の井竹次郎氏 |

# 投票所・開票所のお知らせ（大村市選擧管理委員會）

## 投票所

| 投票所名 | 投票所 | 投票の区域 |
|---|---|---|
| 第一投票所 | 三浦小学校 | 祝崎郷、蔦川内郷、日泊郷、溝陸郷、今村郷 |
| 第二投票所 | 鈴田出張所 | 岩松郷、平小川郷（横山頭を除く）中里郷、大里郷、藤平郷 |
| 第三投票所 | 大村中学校 | 久原郷、木場郷（松尾及び推池を除く）玖島郷、片町 |
| 第四投票所 | 大村市役所 | 東本町、西本町、德泉川内郷（古田を除く）武部郷（大入町、大和町、泉町、大佐古、小佐古及び柴田を除く）箕島 |
| 第五投票所 | 中央公民館 | 水主町、杭出津郷（松並町、西小路、昭和通、上杭出津を除く）、武部郷の大入町、大和町、泉町、大佐古、小佐古及び柴田、東三城町、西三城町 |
| 第六投票所 | 西大村出張所 | 松並郷、森園郷、乾馬場郷、杭出津郷の松並町、西小路、昭和通、上杭出津及び下杭出津、松山郷、池田郷の植松 |
| 第七投票所 | 池田保育所 | 池田郷、諏訪郷、中諏訪町、東諏訪町 |
| 第八投票所 | 竹松出張所 | 今津郷、原口郷、小路口郷、竹松郷（丸田及び川原田を除く）黒丸郷、富の原郷 |
| 第九投票所 | 萱瀬小学校 | 莞瀬郷、原郷、宮代郷、田下郷、中岳郷（久良原を除く） |
| 第十投票所 | 黒木小学校 | 黒木郷、中岳郷の久良原 |
| 第十一投票所 | 福重出張所 | 沖田郷、壽古郷（伏原を除く）皆同郷、今富郷、野田郷、重井田郷、立福寺郷、彌勒寺郷、矢上郷、草場郷竹松郷の丸田及び川原田 |
| 第十二投票所 | 松原出張所 | 一ノ郷、二ノ郷、三ノ郷、四ノ郷五ノ郷、壽古郷の伏原 |
| 第十三投票所 | 大村小学校大多武分教場 | 平小川郷の横山頭、木場郷の松尾及び推池、武部郷の長岡及び城の尾、德川内郷の古田 |

## 開票所

| 開票所名 | 開票所の区域 |
|---|---|
| 第一開票所 | 大村市役所 | 第一、二、三、四、五、六、七、十三投票區の區域 |
| 第二開票所 | 竹松小学校 | 第八、九、十、十一、十二、投票区の区域 |

| 年月日 | 品目 | 慰問寄贈者住所 | 氏名 | 摘要 |
|---|---|---|---|---|
| 一・二 | 餅一包 | 池田住宅 | 麻生ひさ氏 | |
| 〃 | 菓子一袋金一 | | | |
| 〃 | 三二封（一〇〇個）餅二箱雜誌九 | | 下波佐見村婦人会 | 会員三十名来訪 |
| 〃 | 一〇餅箱 | | 川棚町婦人会 | 会長以下七名来訪 |
| 〃 | 餅二箱、菓子十五袋 | | 中央婦人会 | 会員来訪 |
| 〃 | 一四二箱、密柑五〇個 | | 米一斗三升餅 | |
| 〃 | 一六餅二箱 | | | |
| 〃 | 一七白米五升餅二箱 | | | |
| 〃 | 二四金一、三〇〇圓 | | センベイ一袋（大） | |
| 〃 | 西大村婦人会 | | 一心堂菓子店 | |
| 〃 | 福重婦人会 | | 本經寺 | |
| 〃 | 郡川改良工事事務所、旧労働組合員一同 | | | 会長田ヨミヤ外五十名来訪 |
| 〃 | | | | 会員十五名来訪 |